報道関係者各位



笠間市役所 令和3年12月15日(水)

取材・記事掲載依頼

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付について

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

- ■対象児童
 - ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
 - ②令和3年9月30日時点で高校生等 (平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童 手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
 - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)
- ■支給対象者 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方
- ■支給金額 対象児童1人につき10万円【現金給付】
- ■支給時期等

【対象児童①の保護者の方】※公務員の方を除く。

1回目:令和3年12月27日(月)に指定口座へ5万円を振り込み。 2回目:令和4年1月下旬に指定口座へ5万円を振り込み予定。

【対象児童②、③の保護者および公務員の方】 令和4年1月中旬に、申請依頼通知等の案内を送付する予定です。

※詳細は、市ホームページ「子育て世帯への臨時特別給付金」で検索

この件に関するお問い合わせ 笠間市役所 子ども福祉課 担当:石塚

電話番号:0296-77-1101 (内線166) ファックス番号:0296-78-0692

e-mail: kodomo@city.kasama.lg.jp